

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和7年6月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	根拠法である「難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」)」に基づき、国が指定する難病の患者に対し、特定個人情報ファイルを用い、特定医療費の支給に関する事務(主として以下の事務)を行う。 難病法の大都市特例により、平成30年4月より、札幌市が当該事務を実施。 ①特定医療費(指定難病)受給者証に係る申請の受理、審査及び認定に関する事務 ②特定医療費(指定難病)受給者証に係る氏名、居住地等を変更したときの届出の受理、審査及び応答に関する事務 ③特定医療費の審査及び支払に関する事務
③システムの名称	札幌市難病情報システム、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(市中間サーバー、団体内統合宛名、個人基本、税宛名)
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の131の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表の14、18、42、77、80、113、125、144、161の項 (情報照会) ・番号法第19条第8号 ・番号利用法情報提供省令第2条の表の158の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局保健所保健管理課
②所属長の役職名	保健管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 札幌市保健福祉局保健所保健管理課
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録事務においては、対象者は住登者に限られており、全件住基システムからの自動連携となっているため、人為的ミスの発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムのユーザー登録・削除については、人事異動があった際には、適宜、登録・削除を行っているため、担当外職員の不正利用は不可能となっている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	札幌市難病情報システム、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(市中間サーバー、団体内統合宛名)	札幌市難病情報システム、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(市中間サーバー、団体内統合宛名、個人基本、税宛名)	事前	
平成30年3月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の98の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条	番号法第9条第1項 別表第一の98の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例	事前	
平成30年3月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進担当課長 石川 奈津江	健康企画課長 江連 英夫	事後	人事異動による記載の変更のため、重要な変更にあたらない
平成31年3月7日	I ー1②事務の概要	根拠法である「難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」)」に基づき、国が指定する難病の患者に対し、特定個人情報ファイルを用い、特定医療費の支給に関する事務(主として以下の事務)を行う。 難病法では、大都市特例として、都道府県から指定都市への権限移譲が規定されていることから、平成30年4月(実質的には準備期間である平成30年1月(予定))より、札幌市が当該事務を実施する。 ①特定医療費(指定難病)受給者証に係る申請の受理、審査及び認定に関する事務 ②特定医療費(指定難病)受給者証に係る氏名、居住地等を変更したときの届出の受理、審査及び応答に関する事務 ③特定医療費の審査及び支払に関する事務	根拠法である「難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」)」に基づき、国が指定する難病の患者に対し、特定個人情報ファイルを用い、特定医療費の支給に関する事務(主として以下の事務)を行う。 難病法の大都市特例により、平成30年4月より、札幌市が当該事務を実施。 ①特定医療費(指定難病)受給者証に係る申請の受理、審査及び認定に関する事務 ②特定医療費(指定難病)受給者証に係る氏名、居住地等を変更したときの届出の受理、審査及び応答に関する事務 ③特定医療費の審査及び支払に関する事務	事後	時点修正
平成31年3月7日	I ー5②所属長の役職名	健康企画課長 江連 英夫	健康企画課長	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月7日	Iー8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル3階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル2階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課	事後	事務室の異動による記載変更のため、重要な変更にあたらない
平成31年3月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月7日	IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない
令和3年11月1日	Iー4情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二 26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第一号のり、第30条第六号、第44条第一号のり (情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二 119の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3	(情報提供) 番号法第19条第8号 別表第二 26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第一号のり、第30条第六号、第44条第一号のり (情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二 119の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3	事後	番号法の一部改正に伴う記載変更のため、重要な変更にあたらない。
令和3年11月1日	Iー8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル2階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課	〒060-0042 札幌市中央区大通西17丁目 ノフム大通ビル4階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課	事後	事務室の異動による記載変更のため、重要な変更にあたらない
令和3年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正
令和3年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月26日	I-3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の98の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例	番号法第9条第1項 別表第一の131の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例	事後	番号法の一部改正に伴う記載変更のため、重要な変更にあたらない。
令和7年6月26日	I-4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号 別表第二 26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第一号のり、第30条第六号、第44条第一号のり (情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二 119の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3	(情報提供) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表の14、18、42、77、80、113、125、144、161の項 (情報照会) ・番号法第19条第8号 ・番号利用法情報提供省令第2条の表の158の項	事後	番号法の一部改正に伴う記載変更のため、重要な変更にあたらない。
令和7年6月26日	I-5.評価実施機関における 担当部署 ①部署	札幌市保健福祉局保健所健康企画課	札幌市保健福祉局保健所保健管理課	事後	機構名称の変更による記載変更のため、重要な変更にあたらない。
令和7年6月26日	I-5.評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	健康企画課長	保健管理課長	事後	機構名称の変更による記載変更のため、重要な変更にあたらない。
令和7年6月26日	I-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒060-0042 札幌市中央区大通西17丁目 ノフム大通ビル4階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 札幌市保健福祉局保健所保健管理課	事後	事務室の異動及び機構名称の変更による記載変更のため、重要な変更にあたらない。
令和7年6月26日	II-1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和7年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年6月26日	II-2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和7年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年6月26日	IV-8.人手を介在させる作業	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月26日	IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない。